

【論文】

# フランスの子育て支援制度についての研究

## —「親をすることへの支援」概念を中心に—

安發 明子\*

**要旨：**フランスの子育て支援制度の価値背景を明らかにする目的で、中心的な概念となっている「親をすることへの支援」に着目した。本研究では、公的資料などの文献調査に、筆者が実施した現地調査で得た知見も補足として加え、子育て家庭を対象とした福祉を重層的に分析した。その結果、公的機関は全ての妊娠中の女性と子どもを福祉の対象とし、ソーシャルワーカーなどの専門職が子どもの権利が守られていることを保障する役割を担っていることが明らかになった。「親をすることへの支援」は子どもの成長のためのより良いケアと教育を専門職が親と話し合い、具体的に支えることで、子どもを支える親を支えようとしている。専門職には家庭への監視と支援双方の意味があると捉えられているが、親の子育て経験が子どもにとっても前向きなものとなることを目指していた。

**Key Words:** 子育て支援制度, フランス, ソーシャルワーカー, 子どもの権利, 親をすることへの支援

### I. 問題関心と研究目的

#### 1. 問題関心と「親をすることへの支援」概念

子どものウェルビーイングのため親を支援しようという考えは日本とフランスに共通のものである。日本において2016年の改正児童福祉法で国は児童を心身ともに健やかに育成する責任を負い、児童が家庭において健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならないと国の課題として取り組むことが再確認された。さらに、厚生労働省は2024年より訪問型支援サービス事業を市町村が担うことを発表しており、子育て支援に在宅支援を組み込むことが政策の方向性となりつつある。家庭内の福祉の実践においてはすでに養育支援訪問事業、市町村子ども家庭総合支援拠点事業などがあり、その有用性についての調査研究も発表されている（西郷・寺出 2022）。

フランスは合計特殊出生率が1.88（2018年）とEU加盟国の中で最も高く、先進国における「少子化対策の成功例」とみなされている（数字と順位＝労働政策研究・研究機構 2020）。成功の理由として、「全ての子どもを国が育てる」という考え方にに基づき、積極的な支援制度が設計されていることがあげられる。フランスの少子化対策については、手当の充実や保育に関心を持った研究はなされてきており、子どもを持つことが不利益とならない援助があることで出産の先送りを押しとどめているという指摘もあるが（縄田 2009）、在宅支援や子育てを支えるサービスの

2022年6月30日受付／2023年4月20日受理

\* 立命館大学人間科学研究科博士後期課程

具体的な内容を中心とした研究は少ない。フランスにおいても、家庭内での福祉の実践に注目した研究は少なく、「フランス国立危険に瀕した子ども研究所」の報告書も家庭内で実践されている福祉は見えにくく研究の蓄積も少ないことを指摘している (ONED 2013a)。

本稿はフランスの要支援家庭への在宅支援実践に関する研究の一部である。本稿では要支援家庭が選別される前の段階として妊娠中から18歳までの全ての子どもを対象としたフランスの子育て支援制度の構造と、子ども家庭支援の中心的概念とされている「親をすることへの支援」について検討したい。

「親をすることへの支援」概念を検討する必要性は二つある。まずは実践指針として、保健省に専門部署も置かれ、国家戦略が定められているからである。次に規範として、子どもの教育やケアについて専門職が親と協働する根拠と方法に織り込まれているからである。子どもの権利の実現のために、子どもを支える親を支えるという段取りで考えられており、専門職が全ての子どもの権利が守られていることを保障する役割を担わされている。フランスにおける子育て支援の土台となっている概念を検討することを試みる。

## 2. フランスの子育て支援の背景

ドンズロヤバスタールは家族に介入する福祉を「警察」と表現した (Donzelot 1977 ; Bastard 2007)。現場職員の間では「支えと監視双方の意味合いがある」という捉え方がされているが、監視への反発や拒否に対し「支援」をどのように打ち出しているのかは注目に値する。

歴史的にも特に乳幼児の育児と仕事を親が同時に担うことは難しいという認識は引き継がれてきている。14世紀には既に乳母への報酬額が定められており、育児と仕事双方を夫婦が担うことは近年まで一般的ではなかった (Romanet 2013)。健康保険の家族部門である家族手当基金 (CAF) によると、70年代の女男平等の動きのなかで女性の社会進出を支えるため金銭的支援だけでなく社会的サービスの充実が進められた。ネランによると70年代に女性の経済的自立が進むとともに離婚が激増し、母や父の役割に関する議論が進むなかで「家庭教育を支える」という考え方が基礎的で自然なものとして定着していき、「親をすることへの支援」という言葉が政策の中で使われるようになった (Neyrand 2011)。家庭の形態の変化と作用し合いながら、変化に合わせた制度が整えられ、現在結婚と子育てをセットで考えない人が多くいる。例えば現在婚外子はフランスでは60%であり、日本の2%に比べ、かなり多い。

子育て支援サービスの財源は1990年には90%が社会保険料であった。全ての労働者が1日のみのアルバイトであったとしても社会保険料を払い、介護保険と同じように子どもがいなくても結婚していなくても家族保険料を支払う。さらに給料から天引きされる社会保険料より多くの額を雇用主が労働者のために支払うので、社会保険料は日本の2倍集められることになる。しかし、雇用主にとって従業員を雇うコストが非常に高いため、2019年には社会保険料は財源の59.3%に留まっている。年々企業負担が減る代わりに、タバコやアルコールなど健康を害する嗜好品にかけられる税金等 (ITAF 22.8%)、金融資産や不動産収入への課税 (CSG) も財源に充てられ (15%)、企業負担から市民の負担の割合を増やしつつある (国の市民サービスサイト<sup>1)</sup>)。

フランスの子ども家庭福祉分野は、母子保健 (周産期ケア、子育て支援)、教育、児童保護分野にまたがり、いずれも国で方針が打ち出されているが、運用においては県による違いがある。本稿はパリ市 (= 県) における調査を元に記述しているので、運用実態が他県で同じであるとは

限らないことを明記しておく。なおパリ市の2019年の人口は216万人、面積は105平方キロメートルである。人口は東京23区の1/4.5、面積は1/6に相当する。24歳未満の人口割合はフランスは29.6%であるのに対し、日本は21.9%である（フランス：INSEE 2022, 日本：東京都2023）。

## II. 研究方法

### 1. 調査対象と調査方法

調査対象は子育て家庭を対象とした機関である。全員を対象とした軸となる公的機関と、その連携先の民間機関を調査した。家庭をとりまく福祉を俯瞰し、役割分担と関係性を多角的に把握した。調査方法は、公的資料などの文献調査に、筆者が実施した現地調査で得た知見も補足として加えるものである。現地調査をする目的は、例えば「保健所」「ソーシャルワーカー」のように日本の機関名や職業名に訳すことができて、制度や法律の比較では見えない暗黙知を含めた支援実践を明らかにするためである。これによって調査対象とその実態に迫りながら、本稿で紹介するフランスにおける支援について重層的に分析することが可能になる。現地調査についてはインタビュー調査と1日から数週間終日行う観察調査を実施した。具体的には、A福祉事務所（2020.08.03–27）、B妊産婦幼児保護センター（PMI 保健所）（2019.11.01–29, 12.11）、C健康保険の家族部門である家族手当基金（CAF）（2020.08.27, 09.21, 2021.10.21）、D産科病院（2020.12.12）、E保育園（2019.10.03）小学校（2020.02.10）、F児童保護監察機関（2021.10.18）、G心配な情報統括部署（CRIP）（2019.12.17）、H在宅支援機関（2021.04.13）、そしてCAFの「親をすることへの支援事業」を財源とする5種類の「親をすることへの支援専門機関」を調査した。

調査先機関においては多職種でチームを構成している場合が大半であり、例えば福祉事務所においてはソーシャルワーカー、家庭経済ソーシャルワーカー、保育エドゥケーター、心理士などがいた。福祉に関わる異なる専門職の話聞き、立体的に支援実践を理解しようと努めた。制度の枠組みとして国内共通のものと、調査先の運用方法として個別のものは分けて記述した。

### 2. 倫理的配慮

本研究はEHESP研究院の倫理規定に基づき調査計画をしており、受け入れ機関が用意する「観察調査契約書」にサインのうえ、調査を遂行している。責任者に書面で同意を求め、次に調査対象の機関の職員にも同じ書面を提出する。調査対象となる家族へは直接の聞き取りはないが、調査目的で面談や会議に同席すること、研究概要と倫理的配慮、知り得た情報の用途について説明し同意を求めている。面接に同席したり話を聞く度に同意を都度確認しており、同意撤回についても説明をしている。記録からは個人情報に関わる情報や在住地域や出身国について除外し、個人に関する執筆はしていない。

## III. 調査結果

子育て支援制度の中でも「親をすることへの支援」について、その価値背景と実践内容を明らかにするという目的のために、大きく三つの観点から解析を試みる。一つ目は「親をすることの

支援」とは何かについて枠組みとして明記されているものと、その支援の具体的な取り組みを整理する。二つ目は「親をすることへの支援」がどのように始まるのか入り口概念と仕組みを確認する。三つ目は子育て支援の構造とそれぞれの機関での実践内容についてである。三つの段階を経ることで理念的な背景から、サポート開始の契機、サポートとして具体的に行う実践内容まで明らかにする。

## 1. 「親をすることへの支援」とは何か

### 1) 法的根拠と省の担当部署—実践の土台となる枠組み設定と専門部署の設置—

社会福祉家族法 CASF Art. L. 112-3「親への働きかけをおこなうこと法律」は「家族の持つ資源と子どもの置かれた環境についてまず働きかけをおこなう。親が直面している困難を理解すること、そして状況に適した安心して利用できる支援を紹介すること、紹介だけでなく実行し親が教育的責任を全うできるよう支える」と定めている。「親をすることへの支援 (soutien à la parentalité)」の parentalité は「親をすること」、英訳は parenting, 親役割の実践に注目した表現である。

政策として「親をすることへの支援」という概念が使われるのは 1998 年の雇用・連帯大臣のもとに家族委員会から出された報告書<sup>2)</sup>以降である。2002 年の利用者の参加法<sup>3)</sup>によって子どもへの支援実施の際に親の協力を得て協働することが確認され、さらに 2007 年の児童保護法改正によって子どもを保護する前に親の同意を得た支援を全て試さなければならないと定められ、親を支援するという方向性が強化された。

国の定義としては、連帯保健省の社会問題観察機関である IGAS によると、2011 年に「親をすることへの支援国家委員会」<sup>4)</sup>は以下のように定めている。「親をすることは、親としての機能の物理面、心理面、精神面、文化面、社会面といったさまざまな側面を結び生かすプロセスである。どのような家族構造の中においても、子どものケアと成長と教育を保障するために、大人と子どもの関係性に働きかける」(IGAS 2013)。2022 年 3 月 9 日にも保健省は「親をすることへの支援憲章」<sup>5)</sup>を省令として発布している。

体制としては保健省が「家族、親をすることの支援デスク」を設け、「親をすることへの支援国家戦略」を立てている。その戦略には以下のように書いてある。「親を支えることで子どもの不登校、精神的な問題、行動障害、注意力不足、暴力、リスクを伴う性行動を防げることが実証されている」「子どもをケアするために親を支えるのは国の役割である」(Ministère des solidarités et de la santé 2018)。フランスにおいては重要なトピックについて専門部署を設けることによって、定められた内容が全国において、関連する全機関において多機関縦横し実施されているかを監視したうえで提言し、コーディネートできるようにしている。

産科病院 (D)、PMI (B)、保育園 (E)、福祉事務所 (A)、在宅支援機関 (H) でのソーシャルワーカーをはじめとする専門職の利用者との面談など実践場面の観察調査によると「親をすることへの支援」は「子育てを専門職が協働して支えること」を指していた。子育てにおいてうまくいかないことがある、親の課題が解決しておらずその影響が子どもとの関係に及んでいる、というときに政策として方法を用意している。

さらに、「困難を抱えた親」に限ることなく、全ての親を対象としている。親が困難を抱え、親から相談するのを待つことなく専門職が目配り、指針に基づき問題が起きる前から支援を提案

し、親との間の認識の相違があればすり合わせが行われる。

## 2) 子どもの福祉と国家の姿勢に関する歴史的背景

フランスにおいて児童保護の最初の法律ができたのは 1889 年である。児童保護の法律ができたことで父権を制限することになり、国が「全ての子どもの父」と表現されるようになった。家族内のヒエラルキーから外れ、子どもは社会に属する存在になった。「国の子ども」という公共的な価値が共有されるようになったといわれている。フランス国歌の歌詞も「国の子どもたちよ」で始まるが、1792 年に作曲され 1795 年に国歌として採用されている。児童保護の法律ができる前からそのような表現があったということでもある。全ての子どもに同じ権利を保障すべきであるという考えが市民社会の基礎として存在する。子どもの権利条約は国内法に優先されるが、国内法としては市民法 375 条が児童保護の基準となる法律になっている。「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされているか、子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」に児童保護の専門的支援の対象となるとしており、権利の範囲が広く規定されている。専門職が権利を守る役割であることは社会福祉家族法 142-1-1 に定められている。「ソーシャルワークは全ての基本的な権利への人々のアクセスを可能にすること、人々の社会への参加を容易にし、市民としての活動を十分におこなうことができるようにすることを目的とする」「人々が自分自身のために発言し行動する能力の発展に参加する」と定めている。

子育て支援の土台にある子どもの権利についても補足しておきたい。まず対象として、フランス国内にいる未成年は全員同じ権利が保障されている。未成年であれば移民や難民も即日保護され翌日から学校に行くことができ、滞在許可や国籍にかかわらず同じ権利を保障する制度設計になっている。子どもの権利を守る方法としては、妊婦健診、出産費用無料。保育は生後 2 ヶ月半から両親の収入の 1 割で働いていなくても利用でき、3 歳から 16 歳まで義務教育無料（習い事も無料のものがあり、学校のソーシャルワーカーは運動靴やコート代などの費用も家庭の経済状況に応じ支給する。中学から収入に応じた返済不要の奨学金がある）。高校も無料、職業訓練コースは手に職をつけ自立を目指すもので 290 種類ありパリ市の職業訓練コースの学生の約半数が国の返済不要の奨学金を生活費として受けとっている。入学金はなく大学、大学院の学費は年間約 3 万円、学生は CAF から家賃手当を受け取ることができ、学生寮の他に若者向けマンションがあり月家賃 4 万円程度でソーシャルワーカーがつく。16 歳から 26 歳までは若者向け職業紹介所で月約 6 万 6,000 円の生活費をもらいながら就職支援を受けることができる。25 歳以降の生活保護は個人単位で実家にいながら、また同棲しながら自分だけ受けることができ、家族に知られることはない。

つまり、家庭の経済状況に左右されることなく子どもを産み育てることができ、子どもは希望する学びができ、自立しやすい制度になっている。「国民が困ることがあったらそれは国の責任」という考え方が基礎にある。そのため、親をすることへの支援とは、子どもの権利が土台にあり、その権利を親とともによりよく守ることができることを目的としていると言えることができる。

## 3) 運営上の窓口「家族手当基金 CAF」：支援ニーズを探しサービスを提供

親をすることへの支援に関する政策の財源であり大きな役割を担っているのは家族手当基金 (CAF) である。1960 年代より家族手当のような財政面の支援だけでなく、子育て支援サービスに力を入れるようになっていく。例えば国家資格を持つ社会家庭専門員 (TISF) による家事育

児の支援を一時間数百円で提供している。

CAF (C) への調査でパリ市責任者は「保健省が政策決定者、CAF は実施リーダーであり会計係である」と言う。生活保護や障害や年金や手当など全国共通の社会保障は CAF の窓口に集約されているため、漏れがない仕組みである。福祉事務所のソーシャルワーカーも画面上で受給内容を確認できる。CAF はソーシャルワークも行っている。子どもの両親が離別した場合は両親に連絡して暴力がなかったか、必要なサービスを受けているかをチェックし、子どもに会いに行くこともする。子どもは親を 2 人持つ権利があると考えられているため、CAF が間に立ち養育費の請求や立て替え、面会実現のための手続きを行っている。さらにそれぞれの CAF が自主的な企画による福祉の実現を求められており、インターネット上にソーシャルワーカーを配置し、そこで相談したり、ソーシャルワーカー側から声をかけられる仕組みも一つの CAF 事務所による試験的な取り組みが国に認められ全国に広がったものである。手当があるだけでなく対個人そして対社会のソーシャルワークをセットで実施している。

#### 4) 親であることへの支援にかかる予算：予防のほうが低コスト

現在、児童相談所の継続的支援を受けているのは未成年人口の 2% であるが、IGAS によれば成人の 12% もが子ども時代に継続的な暴力を受けている (IGAS 2018)。社会的養護の対象となっている子どもよりも多くの子どもが暴力被害を受けていることから、全ての子どもの福祉を確認し向上させる必要があるとされている。また、ONED の報告書は、暴力は子どもの学習や行動のトラブルを引き起こし、それらは成人後も職業人生や心理的・身体的健康への影響を及ぼすため未然に防ぐことが重要であるという調査結果を示している (ONED 2013b)。

さらに IGAS によると「親であることへの支援」は、子どもが社会的養護が必要になることに比べ、9 千分の 1 のコストで済むとしている。パリ市児童保護監察機関 (F) への責任者へのヒアリング調査では、児童相談所によるフォローが必要になると、平均的な支援期間で計算すると月 5 時間から週 1 回ソーシャルワーカーが家族と過ごす在宅教育支援で子ども 1 人あたり約 67 万円、施設 (里親) 入所になると 1 人平均約 2,700 万円かかるとの数字が示された。在宅教育支援は月 5 時間 5 万 4,000 円で家族全員に関わることができるのに対し、保護の場合子ども一人あたり月 70 万円、さらに心理ケアなど治療費や親への支援も別にかかる。「子どもは好ましくない環境で育つ時間が長いほどリカバリーに時間がかかるとされているため、予防の時点で集中的にケアをし、保護の必要がないようにすることはコスト削減につながる」という認識は現場で共有されているという。以上の調査で得た知見から、問題が起きる前から「親をすることを支援する」ことは、現場では「予防」という言葉が使われるが、カステルが述べている「リスク管理」としての性質があると言える (Castel 1981)。

## 2. 「親をすることへの支援」はどのように始まるか—全ての子どもの権利を保障—

支援対象は妊娠中から成人した子どもも含む。フランスの保健省は「最初の 1000 日—ここから全てが始まる」報告書において妊娠 4 ヶ月から 2 歳までの期間を最重要期間と定め、「子どもが人生の最初の時期をどう生きたかが、その子どもの将来を条件付け規定していく」としている。父親も十分ケアに参加できるよう、この報告書を機に父親の産休は 28 日に延長され、一定以上取得させないと雇用主に罰金が課されることになった (Ministère de la santé 2020)。

## 1) 産科における妊娠中からの全員の社会面心理面の支援ニーズの確認

産科には専属のソーシャルワーカーと心理士が配属されている。2020年の連帯保健省の報告書によって、以前から義務であった妊娠初期面談の徹底が確認された。医療面の母子の健康だけでなく、社会面心理面もチェックし、支援が必要であれば実施する。産科病院（D）ソーシャルワーカーとPMI（B）責任者へのヒアリング調査において、問題がある場合だけでなく全ての妊婦に社会面心理面のケアも行き届いているかを確認する機会があることで、専門職との関係性は妊娠初期から開始しており、妊婦は未知の情報を専門職から得て、自身が子育てにおいて初心者であることを自覚させられる機会になっていることが明らかになった。問題が起きてからの対応、申請があつてからの対応ではないことがこの方法からも見てとることができる。出生前診断もパリ市の病院では妊婦の同意のうえ採血による方法で行い、また、妊娠中3回おこなわれるエコー診断も毎回45分程度かけてリストにある30ヶ所近いチェックを受ける。胎児の健康も親の意向にかかわらず専門職が確認していた。

## 2) 妊産婦幼児保護センターPMIにおける妊娠中から3歳の全ての子どもの状況の把握

医療関係者が妊娠届を書くときオンラインで自動的に妊産婦幼児保護センター（以下PMI）、健康保険、CAFに共有される。そのため、妊婦が妊娠届を出しに移動する必要はなく、自動的に全件チェックされる。

PMI（B）責任者へのヒアリング調査においては、週数が経ってからの初受診、未成年と高齢の妊娠などは画面に赤くサインが表示され、個別対応の対象となる。PMIの小児看護師は区内を分担して受け持っており、自分の担当している地区の全ての妊婦から3歳未満の子どもを把握している。さらに、PMIの助産師は毎週決まった曜日を病院の産科でも勤務しているため、産科と密に連携し、妊娠中から地域でのサポートにつなげている。ただし、一方でこの責任者は、独自に設定した条件による赤サインでは知り得ないリスクや妊婦自身の困りごとが漏れているはずで、全ての妊婦に産科だけでなくPMIも接触し支えることが今後の方向性であると述べていた。

PMIは妊娠届にとどまらず、産後8日、9ヶ月、24ヶ月検診も全件チェックし、気になる点があれば親と子どもに接触する。PMIには児童保護専門医、小児看護師、心理士、パートナー間アドバイザー、異文化メディエーターなどがいて、複合的な目がある。産科を退院するときは担当医が処方箋を出し、健康保険から小児看護師か助産師が48時間以内に家庭に派遣され、その後1日おきに必要な回数の家庭訪問を行う。その後親子の様子が落ち着くとPMIに引き継がれる。PMIは気になる家庭は継続して数ヶ月間、週1回程度の家庭訪問をするが、生後2ヶ月半から受け入れが始まる保育園に優先的に席を確保し引き継ぐこともある。保育園に入るまでの期間は目が行き届いていない胎児と乳幼児がいないようにし、子どもの状況が確認できない場合や、心配事項があるのに親と協働体制を築けない場合は市民法375条をもとに県の専門部署に「心配な情報」を連絡する義務が課されている。

「助けてもらった経験がたくさんあることで、専門職への信頼が育つ」と産科（D）、PMI（B）、保育園（E）の調査先で専門職は口にしていて、フランスでは、リスクを未然に管理できるように問題が起きる前に相談する文化を意識的に創出している。そのための方法としては、妊娠中から全員に対しアプローチし、専門職が保育までリレーでつないでいる（図1）。親が相談のために移動することなく専門職がネットワークを張ってニーズを見つけ都度支援を提案する。すなわち、専門職と親の協働関係を築きやすくし、親子にとって福祉は申請をして初めて得られるもの

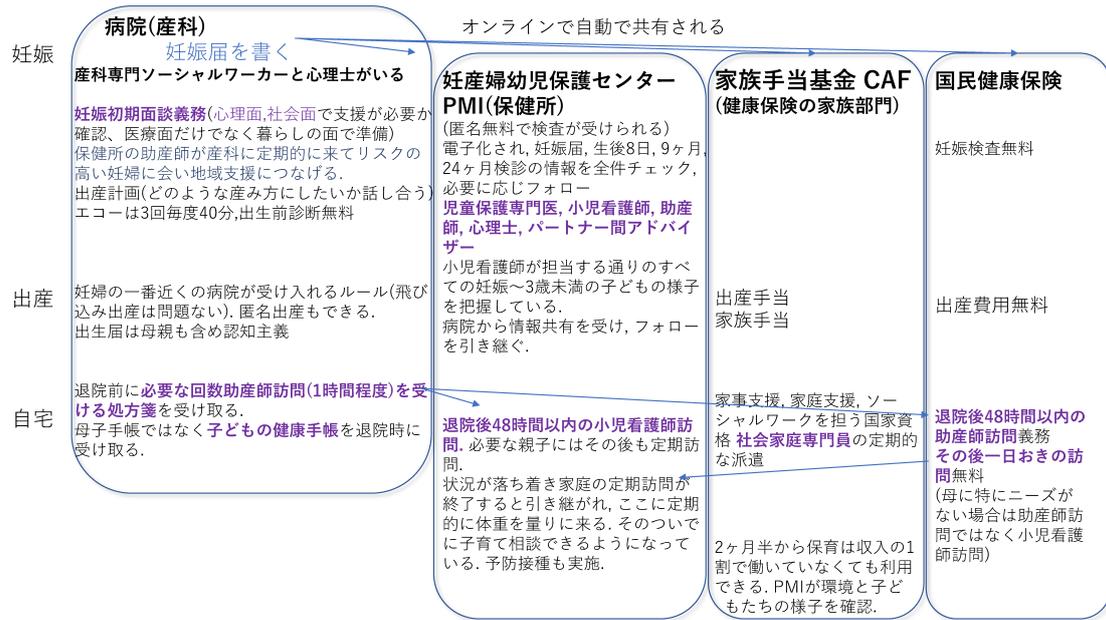


図 1 妊娠中から出産までの連携について (パリ市での調査をもとに筆者作成)

でもレッテルのあるものでもなく、身近なものにしている。

### 3) フランスの子育て支援制度の構造：ミルフィュー状の専門職の配置

最後に、子育て支援制度の構造と実践内容についてである。土台は、全ての子育てを専門職がサポートする第一次予防、専門的なニーズに応えられる専門特化した民間団体による補完的予防である。それらの中で「心配」がある場合に第二次予防と「危険」がある場合の保護がある。専門機関を置き相談を集中させるプル式ではなく、子どもたちに関わる機関がそれぞれ専門職を配置して全ての子どもの権利が守られているかを確認し、必要に応じて専門機関と連携し、関わるプッシュ式をとる。

児童保護分野の中心的な役割を担う二つの資格はエドゥケーターとソーシャルワーカーであり、いずれも3年の養成課程を経たのち国家資格を取得する。大学卒業程度の学歴となる。入学すると学生は実習に受け入れ報酬を支払ってくれる雇用主を見つけ契約を結ばなければならない、1週間実習、1週間座学を繰り返し、現場をもとに理論的理解を深める。毎年全く違う現場を経験する必要がある、エドゥケーターの場合は児童保護、障害、成人の自立支援の分野を経験することが求められる。ここから有資格者は少なくとも三つの職場で認められ、即現場で働ける力を身につけていると言うことができる。

### 3. 第一次予防と補完的予防

公的機関において専門職を妊娠から子の成人まで時間軸にも空間軸にも切れ目なく配置し「皆に共通の権利 (droit commun)」として福祉を提供している。専門職は国家資格を持つソーシャルワーカー、エドゥケーター、心理士などを指す。フランス語ではプロフェッショナル (professionnels) もしくはソーシャルワーカー (travailleurs sociaux) と総称する。

## 1) 2ヶ月半～3歳の保育は「預かり」ではなく児童福祉

保育は預かる目的のみでなく、専門職は子どもの発達と成長を保障する役割を担う。民間保育機関であっても市の保育園の認定を受けていればCAF経由で請求があり、PMIの児童保護専門医が毎週半日巡回に来るし、PMIによる抜き打ち監査も度々ある。パリ市においては看護師はフルタイムで雇用されている場合が多く、心理士は週1回程度である。保育は保育園の他に、有資格者が自宅で複数の子どもをみる保育アシスタント (Assistante Maternelle)、自宅に保育者が来るベビーシッターがあるが、いずれも区で登録すれば保育園と同じく両親の収入の1割で利用することができる。国の調査機関INSEEの統計によると3歳未満の子どもの43.5%が保育アシスタント、16.2%が保育園、2.2%がシッター、4%が保育学校に早期入学させており、合計65.9%が定期的な保育を利用している。このように保育アシスタントの利用が多い (INSEE 2018)。保育アシスタントとベビーシッターの場合は、区内に子どもを連れて行ける場所があり、そこで保育園と同じように児童保護専門医や心理士が定期的に子どもをみる。保育アシスタントとベビーシッターが子どもを遊ばせながら専門職に相談できる場でもある。

保育園 (E) 職員はヒアリング調査において児童保護専門医の存在について「子どもの風邪が治らないまま対応しない親や、お腹の調子が悪い状態が続いていることを指摘されてやっと専門医にかかる親もいるため、子どものケアについて親と話すうえでいい契機になる」と述べていた。子どもの耳が聞こえていないのに親が必要な対応をせず、子ども専門裁判官が手術を命じることもある。子ども専門裁判官は裁判官の資格を得たうえで少年院や施設における研修を含む児童保護と非行の専門の養成課程を経た、児童保護と非行専門の裁判官である。

調査結果として、保育は子どもを預かりケアするだけでなく、福祉と医療をつなぐ場となっており、子どもの発達と成長を保障する役割を専門職は担っている。子どもの権利を守るという理念的土台は明確な形で存在していることが明らかになった。

## 2) 3～16歳までの義務教育

学校にはソーシャルワーカー、教育相談員や心理士がおり、教員は学習面、児童福祉の専門職が心理面福祉面と役割分担がされている。パリ市の統計では6～16歳の10%が学校のソーシャルワーカーの継続的支援を受けている (OPPE 2021)。また不平等をなくすべく法律で、教育省に所属する医師による学校への巡回診察の際、身体面だけでなく、知覚神経、心理面、愛情面、神経発達面、言語面もみるように定めている。さらに、学校は教育省に所属する医師と連携して、診察結果適当とされている治療やケアを実現することを求めている (教育法 541-1)。

学年の履修内容を習得できていないと落第制があるので、専門職が子どもの学習の遅れに気づき、早期に対応する役割を担っている。また、月に2日以上医師の診断のない欠席は県の担当部署に連絡し、原因を調査、対応しなければならない。つまり、学校は家庭支援の入口になりやすい。専門職の支援によってもなお状況が改善しない場合は県の「心配な情報統括部署 (CRIP)」に連絡する義務があるが、連絡の半数が学校による。CRIP責任者はヒアリング調査において (G) 8歳から10歳についての心配な連絡が多いのだが、それは勉強内容が難しくなり家庭内の不具合が学習困難や学校での態度として表出しやすい年齢であるからだという。

パリ市のCRIPに届いた連絡の理由としては心理的暴力被害34%、パートナー間暴力12%、性暴力10%、教育問題の未解決8%、行動面のトラブル7%、ネグレクト6%、家出等自身を危険にさらす行為6%、健康面の心配5%、別れた両親による子どもの生活の場をめぐる紛争4%、

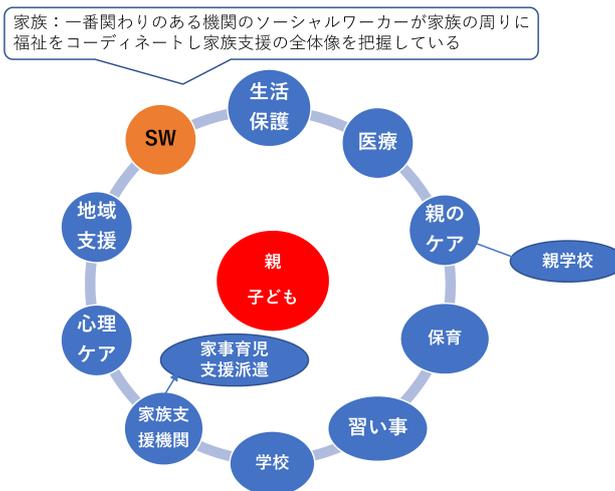
不安定な生活 3%, 学業困難 2%, 身体的暴力 1%, 子どもの状況が確認できない 1%となっている (CRIP 2021)。CRIP はこの情報を受けて、危険がある場合は子ども専門裁判所の検事に保護の判断を仰ぎ、心配がある場合は福祉事務所の地区ソーシャルワーカーに 3 ヶ月以内の集中的な家庭への支援と調査を任命する。

以上の調査結果として、学校は「学びだけでなくリカバリーの間でもある」という側面が浮き彫りになった。学校は就学期の子どもの福祉の砦として存在している。落第制があり、理由のない欠席を認めず適宜職業科も含め適性に応じた学びとケアを用意することで、16 歳で義務教育を終えるときには全員が一定の力を身につけていられるようにしている。義務教育は「学校に無料で行くことができる期間」とどまることなく、教育と福祉と医療が平等に行きわたることを目的とした政策として位置づけられている。

### 3) 福祉事務所の地区ソーシャルワーカー

福祉事務所も PMI, 学校と並ぶ子育て支援政策の 3 本柱の一つである。専門職チームが家族全員を担当し、経済的問題、健康、親の介護、子どものこと、生活保護も含め全ての福祉のコーディネートをし、手続きや申請も手伝う。家族全員のニーズや暮らしを包括的にケアすることを目的とするため、家族ケアマネのような役割を果たす。日本の地域包括ケアシステムがこれに該当するが、フランスにおいては子どもの勉強の遅れなど子どもの成長を支援の発端とすることが多く、家庭内の全ての構成員に必要なとされるケアを、ソーシャルワーカーを中心とする福祉事務所の専門職チームがコーディネートしていく (図 2)。

地区ソーシャルワーカーは同じチームが継続して状況を確認することで、支援が途切れることや、不足がないようにしている。生活保護のほか、子どもの学習机や言語聴覚士の費用を児童相談所に請求するなど、手続きもともに行う。パリ市の公的機関においては PEPS というソフトウェア (インターネットサイト) が利用されている。一般の市民は「親子喧嘩」「反抗期」などキーワードを入力すれば利用できる機関の紹介が出る。専門職はそのソフトウェア上で家族を検索すると家庭内の構成員がどの機関のどのソーシャルワーカーの支援を受けているか、受けてい



問題を指摘し解決を期待するのではなく、子どもと親の周りにチームを構成し、親と子どもそれぞれをポジティブアシストする

図 2 ソーシャルワーカーが家族の周りに福祉をつなぐ (安發 2022)

る手当の種類と金額を見ることができる。即日他機関と連携を開始することができ、支給されている社会保障や手当に漏れがないかもチェックできる。児童保護を目的とする場合の情報共有は守秘義務の罰則から外れる。

すなわち、支援については申請主義ではなく地区ソーシャルワーカーが自分の担当地区に福祉が行き届いているかを確認する役割を担っている。そのため、ソーシャルワークを受ける条件を相談者が満たしているかを確認して初めて福祉が受けられるのではなく、相談に来る人は誰でもソーシャルワークを受けることができる。親自身の手続きに任せることなく、ソーシャルワーカーが伴走するケースワークとして子育て支援をしているとすることができる。こうした支援制度の枠組みについて、福祉事務所のソーシャルワーカーたち(A)はヒアリング調査において「私たちは毛糸を編むように家族の周りに支援をつなぐ」と表現していた。

#### 4) 「複数で子どもを育てる」という考え方

全員を対象とした在宅支援として、国家資格である社会家庭専門員 TISF の派遣がある。CAF、健康保険、児童相談所または保健所のソーシャルワーカーなど専門職が医師が薬を出すように在宅支援サービスを発注(処方)し、その後も連携して家庭を支え、家族と TISF との間の調整や仲介役も果たす。ボナミーによると、1947年以降 CAF と健康保健が公的費用で発注し、前者は誰でも希望者は利用できるものの特に妊娠中、産前産後、双子や三つ子、両親の離別後や片親家庭に利用を提案し、後者は子どもや親に障害や病気がある場合に多く発注されている。1974年からは児童相談所と保健所も利用を開始し、学習の遅れ、遅刻や不登校、子どもの攻撃性、子どもの生活リズムや栄養や衛生面に配慮が必要なとき、親の失業や借金、住居のメンテナンス不足、施設や里親宅からの一時帰宅中にも利用されるようになった。社会家庭専門員の前身は1865年から存在し、家庭への「教育活動をおこなうためのツールとして日常生活のタスクを利用する」精神は現在も受け継がれている。1947年から CAF が財源となり、公的費用で賄われるサービスとなった。「家庭支援、家事支援、ソーシャルワーク」の三つを担う役割であることは当初から変わりが無い。1949年に公的機関が担う資格試験となり、1974年にソーシャルワーカー職であると定められた(Bonamy 2007)。困難がなくても利用できることが重要な点である。養成学校で950時間の理論と1,155時間の実習を経たのち国家資格を受験している。国で定めている養成課程の履修科目の中には「悪い扱いを防ぎ、良い扱いができるよう家庭を支援する方法」の項目もある。

他にも個人的に頼むヘルパー(税金控除の対象となる他、全員加入が義務づけられている任意保険から費用が出ることもある)、またはシッター(区役所に届け出れば CAF から費用が出る)といった選択肢もあるが、国家資格を持ったソーシャルワーカーによって担われる在宅支援制度が用意され、発注した機関と連携して継続的に支援することが注目すべき点である。家事育児補助のみではなく、親をするという実践を複合的に支えようとしている。

#### 5) 補完的予防

補完的予防は国や県や CAF の財源で運営する民間団体(アソシエーション)が担っている。第一次予防の公的機関がコーディネーター役であるのに対し、民間機関は、「親をすることへの支援」など専門的なニーズに応える機関や、現物支給をする機関が多い。第一次予防の専門職が補完的予防を担う団体の支援を家族に発注する場合と、補完的予防を担う団体がサービスを受けに来た家族に対し、第一次的予防を担う公的機関につなぐ場合があり、協働している。フランス

語で「ミルフィーユ状に機関が存在する (millefeuille de dispositions)」「保護ネットワーク (maille de protection)」を形成しているといった表現がされる。

#### 4. 児童保護分野の在宅教育支援—継続的に家庭内にて教育と子育てを支える—

市民法 375-2 al. 1「子どもがいる環境内での支援の原則」は「可能である限り毎度、未成年はそれまでいた場所にとどまるべきである。その場合、家族が直面する物理的・精神的困難を克服するため、裁判官は調査や教育や再教育をおこなう機関から支援と助言をする資格能力がある人に在宅支援をおこなうよう指名する」としている。児童保護分野の「在宅教育支援」は 1928 年から実施されており、1958 年から司法決定による支援も開始した。心配やリスクとされる状況があるにもかかわらず親と協働体制を築けない場合、状況が確認できない場合などは司法決定により支援が命じられることもある。この場合親は拒否できない。2018 年 12 月 31 日時点で未成年人口の 2%が児童保護分野の継続的な支援を受けており（日本の社会的養護は 0.2%）、うち半分である 1%が在宅教育支援を受けている。在宅教育支援を受ける家庭の 31%が親権者の同意により、69%は子ども専門裁判官による決定による（DREES 2020）。

学校のソーシャルワーカーによる継続的な支援が 10%の子どもを対象とし、1%の子どもが在宅教育支援を受けていることから、虐待などの極端な状況を待つことなく広い範囲を予防として支援しようとしている。「子どものケアが入り口となって家族全員の福祉につなげることができる」といった表現がされる。ドンズロが福祉を「家族の警察」と表現したことに対し、バスタールは「親の警察」と表現している（Donzelot 1977 ; Bastard 2007）が、社会学者ル・ボッセは専門職に必要なのは「警察として、支援者として、社会的信念を貫き闘う活動家として、1人の人間として」のバランスを保つことが重要であると述べ<sup>6)</sup> ソーシャルワーカーに期待されている複合的な役割を表現している。第二次予防である児童保護分野の在宅教育支援についてはまた別の機会に記述することとしたい。

#### 5. 「親をすることへの支援」専門機関—「親をすることは簡単なことではないから」という考え方の提唱—

「親をすることへの支援」を専門とする機関の財源は健康保険の家族部門 CAF である。CAF によると、この支援の目的は、親子の関係性の質を良いものとするよう支えることである（CNAF 2018 : 35）。無料で利用することができ、登録や手続きを必要としない。再会スペース以外は民間機関が担っていることが多い。活動内容は実施機関によって違いがあるが、いずれもほぼ専門職が運営を担っている。財団から資金を一部得ているところもあるが、寄付の割合は少なく、ほぼ公的機関（CAF、県、国）から運営費が出ている。IGAS によると、CAF を財源としている「親をすることへの支援」機関を年間 100 万人が利用している（IGAS 2013）。さらに、連帯保健省の報告書によると、CAF 以外の財源による、保健所、児童保護、自治体の家族支援、教育機関の教育相談員などによる家族支援も存在する（Ministère des solidarités et de la santé 2020）。パリ市には 2021 年現在、「親をすることへの支援」を実施する機関が 481 カ所ある。パリ市児童福祉研究所 OPPE は、親をすることへの支援の目的について「子どもと親のウェルビーイングの改善を目指し、親の自信と役割を支え、親子の関係性とコミュニケーションを支えることを目指す」としている（OPPE 2021）。以下、予算が多い順に内容を紹介する（機関の説明は CAF ホームページより）。

**CLAS : 学習サポート機関<sup>7)</sup>**は主に市の専門機関が学習サポートを目的として、学校と連携し、6歳から18歳の子どもと親を支える。

例えばパリ郊外 Bondy 市の教育成功プログラム<sup>8)</sup>への調査では、以下のような事象が観察された。市役所の中にソーシャルワーカーと心理士からなるチームが置かれ、学校から学習面行動面で気になる点があるとされる生徒が紹介されてくる。落第しないための予防措置として学習面の遅れや集中力に問題がある場合、また、友人にちょっかいを出すことや教師に反抗的な態度をとり「指定期間の学外追放<sup>9)</sup>」を言い渡された子どもが追放期間を過ぎしに来る。学習サポート活動が親も対象にしているのは、親が子どもを支えられるよう、親を支えるためである。親と協働関係を築き、「学習支援、社会的支援、家族支援」の3つの観点で総合的に家族への支援をコーディネートしている。心理士は、最初は「子どもが悩みの種」と親が言っているにもかかわらず、子どもより親のケアのほうがずっと長くかかることがあると述べていた。CLAS は必要な期間、継続的に家族を支援する (CLAS 2020年9月3日～10月19日調査より)。

**REAAP : 親の話を聞き、支え、サポートするネットワーク<sup>10)</sup>**は全国8,000カ所にあり、親の10%が利用している。子どもが成人しても利用でき、親は子育てに関する支援を受けられる。1999年に誕生し、親たちの持つ能力、価値、そして可能性を引き出すために、意見交換や、課題を乗り越える活動を提案する。

パリ市で調査を行った親とエデュケーターの学校 (EPE : Ecole des parents et des éducateurs) は REAAP の先駆けとなった全国組織であり、1929年に創立し、会報を出してきた。第一回は性について子どもと話すことがテーマとして取り上げられている。ゲーム、反抗期など様々なテーマについて専門家も交え数週間に渡り週一回集まって話し、家庭内で実践し、効果をみる「親アトリエ (ateliers des parents)」、心理士と話す場「親のためのカフェ (Café des parents)」などを用意している。また親 SOS 全国共通ダイヤルも運営している (REAAPEPE 2020年7月16日～8月6日調査より)。

**LAEP : 子どもと親のための場所<sup>11)</sup>**は全国1,500カ所にあり、0～6歳の子どもを対象とし、子ども4,000人に1カ所配置されている (IGAS 2013)。1979年に小児精神科医である Françoise Dolto が開設した「緑の家 (Maison verte)」から全国へと広がりを見せた。

筆者が調査を行ったパリ市15区にある「緑の家」は、心理士や精神科医が3人常駐する空間で3歳未満の子どもを連れた親を受け入れ、専門職が相談にのる。記録をとらず通報もしないルールで、親にとってはどんな悩みも話せる場所になっている (LAEP 2020年7月13日調査より)。日本の居場所事業との違いは、LAEP は専門職を中心とした空間であり、親は何かしらの解決を求めてやって来る。フランスの居場所事業に関しては同じく CAF が財源である「地域の家」など別の枠組みであるため、ここには記さない。

**Médiation familiale : 家族仲裁**は全国270カ所にあり、家族仲裁の国家資格所有者<sup>12)</sup>が夫婦間の不具合や、親子間の葛藤など、家庭内の関係性の調整を行う。在宅支援を担う民間機関の中にはグループ内に家族仲裁機関を有していることがあり、家庭内の問題に早期に対応できるようにしている (在宅支援専門機関 H 調査より)。

**Espaces de rencontres : 面会スペース**は子どもが別居している親や親戚に会うための場所、もしくは引き渡しのための場である。心理士やエデュケーターがおり、立ち合いと親子の支援を行う。離別した子どもの親の4%が利用している。ただし、自治体の12%は離別した親族と

の面会場所を持っておらず、現在普及が進められている。フランスでは離別しても両親ともに親権を保持し、子どもが会いたい親戚には会えるよう配慮がされる。特に2022年の市民法改正によって「子どもは愛着関係を築いた親戚や第三者と関係性を維持することができる」(code civil L. 371-4)と定められた。すなわち、人間関係を子どもが選ぶ権利を明確に認めている。

以上のように公的機関に限らず様々な場所を用意し、どこか気に入る場所があればいい、話せる専門職と出会えばいい、とフランスでは考えられている。ソーシャルワークの意味について「子どもが家に帰ったら昨日よりも気持ちよく家族との時間を過ごせること」「子どもが親の世代よりも社会の中で生きやすく、認められていると感じて生きられるようにすること」「個人がそれぞれの歴史の中で自分らしい開花を実現するのを支えること」と語られる。子どもにとって、親が支えられ、より自分らしく生き、ソーシャルワークによる家族環境の改善を感じて育つ。ソーシャルワークについて良い経験をして子どもが育つと、子どもが将来親になったときも、時に支えられ相談しながらより良い子育てを実現することができるといった意味合いもある。在宅支援に関わるソーシャルワーカーは「目の前の問題はすぐには解決しないかもしれない。けれど、子どもが親になったとき、親がしたいことを実現している姿を見て育ったことが大事になる、次の世代の子育ても常に念頭におく」と話す(在宅支援機関H調査より)。

課題としては支援には地域差があるということである。パリ市内の「親をすることへの支援」を担う481機関について、移民や貧困層が比較的少ない7区や16区には極端に少ない。そこにも子育て家庭がいるにもかかわらず利用しにくい事態が生じている。課題の多い地域で民間機関が活動を開始し予算がつくというボトムアップの流れであることが原因となっている。また、特にパリにおいては移民出身のほうが専門職に支援の対象とされやすい、ほかの育て方が許容されにくいのではないかという指摘をPMI(B)の心理士はしている。

## 6. まとめ—子育て支援は「皆に共通の権利 droit commun」—

以上の調査から言えるのは次のような点である。自助努力や親戚や地域の助けの検討といった曖昧さを残すことなく「子どものケアと成長と教育」の保障を国の責任として引き受ける姿勢を示している。幾重もの法規定や国や県の指針があることがフランスの特徴であるが、現場において予算や支援方針の決定を行うときにそうした法や指針が議論の土台となるため、具体的な枠組み設定は円滑な実践を支える。「前例がない」といった定型句を認めず、法律を実現するための実践を検討することを可能にしている。

「親をすることへの支援」という政策によって親のみに子どものケアを任せることなく、子どもの福祉と権利を守り親の補佐をする任務を専門職に担わせているとすることができる。公的機関がまず目を行き届かせており、申請や家族自身の問題認識を待つことなく、専門職が指針に沿って子どものより良い成長のため家族と協働する。子どもの権利が守られない危険性がある場合は司法も利用し支援が確実に届くようにする。ソーシャルワークは相談があった時の対応や申請の審査ではなく、福祉の実現を担う積極的な行動を指している。

フランスの子育て支援制度は皆に共通の権利として全ての子どもを対象にすることによって漏れないようにし、専門職との協働が子育ての中で文化として根づくよう工夫されている。「親をすることは簡単なことではない」というアプローチから、子育てを協働するものとして「親をすることへの支援」という概念を中心に様々な支援を用意している。合う形は親や状況それぞれ

であることから複数の制度があり、特に民間が担う部分においては民間機関がその地域の利用者のニーズに応えた福祉を用意し、ボトムアップ型でネットワークが形成されている。親が時に専門職たちに支えられながら自分の望む子育てを実現できるように支援することで、子どもは親の子育てを良い経験として記憶し、将来親になることができることが目指されている。ドンズロやバスタールはこうした福祉について「警察」という表現をしたが、子どもの権利を守る意味合いの強い実践でもあることが調査により明らかになった。

日本においても岸田首相は2023年2月16日の国会にて子育て予算を倍増すると発表している。実際に養育支援訪問事業や市町村子ども家庭総合支援拠点事業等、年々強化がはかられてきている。一方で子育て支援に関する事業の利用率が低いことも報告されている（厚生労働省2021）。日本とフランス両国に存在する機関も役割も専門職も非常に似ている。違いは国の打ち出す指針が子ども一人一人のもとに「行き届いているか」を求めるかどうかであろう。日本は虐待がない限り子どもの権利を守る役割は親に期待されているのに対し、フランスは専門職が国の指針の実現を担わされている。指針が行き届くための方法としてキーパーソンである親と専門職の協働を実現するため「親をすることへの支援」という概念を利用している。司法で支援やケアを命令することもある。

本稿では詳述できなかったのだが、筆者は「親をすることへの支援」を担う専門職の実践についてエスノグラフィー調査によって、この実態を明らかにしようとしている。制度面の研究を補完するものとして、現場の実践について分析していくことにより、フランスの支援の意義と日本への応用可能性について明らかにすることが求められているはずである。これは今後の課題としたい。

## 注

- 1) Vie-publique.fr «Comment la branche famille de la sécurité sociale est-elle financée ?»<https://www.vie-publique.fr/fiches/37967-comment-la-branche-famille-de-la-securite-sociale-est-elle-financee> (2023年3月15日最終閲覧)
- 2) Rapport à Mme la Ministre de l'emploi et de la solidarité, mai 1998, Conférence de la famille : la vie quotidienne des familles.
- 3) Loi 2002 Participation des usagers.
- 4) CNSP : Comité National de Soutien à la Parentalité
- 5) Charte nationale de soutien à la parentalité.
- 6) Yann Le Bossé, CNAEMO, 2022.06.15.
- 7) Le contrat local d'accompagnement à la scolarité. 憲章 (Charte nationale de l'accompagnement à la scolarité) をもとに実施.
- 8) PRE (programme de réussite scolaire)
- 9) 1週間から2週間の指定を受け、毎日学校の代わりにソーシャルワーカーと心理士の個別指導を受ける「教育成功プログラム」において、個別のニーズに応じたプログラムが組み立て過す.
- 10) Les Réseaux d'Ecoute, d'Appui et d'Accompagnement des Parents
- 11) Lieu d'Accueil Enfant Parent
- 12) DEMF : Diplôme d'Etat de médiateur familiale

## 引用文献

- 安發明子 (2020) 「フランスの児童福祉の特徴・価値とその背景」『対人援助学マガジン』 No.43, 300–36.
- 安發明子 (2022) 「第9章 フランスの子ども家庭福祉と文化政策」浜岡政好・唐鎌直義・河合克義編『「健康で文化的な生活」をすべての人に』自治体研究社, 239–69.
- Bastard, B. (2007) Une nouvelle police de la parentalité?, *Enfances, Familles, Générations*, No.5, automne 2006, pp.1–9.
- Bonamy, B. (2007) *Technicien de l'intervention sociale et familiale*, Eres.
- Castel, R. (1981) *La gestion des risques*, Minuit.
- CNAF (2018) *Convention d'objectifs et de gestion entre l'Etat et la CNAF 2018–2022*.
- DGCS (2019) *Démarche de consensus relative aux interventions de protection de l'enfance à domicile*.
- Donzelot, J. (1977) *La police des familles*, Minuit.
- DREES (2020) *L'aide et l'action sociales en France*.
- IGAS (2013) *Evaluation de la politique de soutien à la parentalité*.
- IGAS (2018) *Evaluation de la politique de prévention en protection de l'enfance*.
- INSEE (2018) *Garde d'enfants; une offre abondante portée par les assistantes maternelles*.
- INSEE (2022) *Comparateur de territoires, Département de Paris (75)*, <https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=DEP-75>, 2023.3.15) .
- 厚生労働省 (2021) 『保育を取り巻く状況について』
- Ministère de la santé (2020) *Les 1000 premiers jours*.
- Ministère des solidarités et de la santé (2018) *Stratégie nationale de soutien à la parentalité*.
- Ministère des solidarités et de la santé (2020) *Stratégie nationale de prévention et de protection de l'enfance*.
- 縄田康光 (2009) 「少子化を克服したフランス-フランスの人口動態と家族政策」『立法と調査』 No.297, 63–8.
- Neyrand, G. (2011) *Soutenir et contrôler les parents, Le dispositif de parentalité*, érès.
- ONED (2013a) *L'action éducative en milieu ouvert*.
- ONED (2013b) *Parcours des enfants admis avant l'âge de quatre ans à la pouponnière sociale du Foyer de l'Enfance de Maine et Loire entre 1994 et 2001*.
- OPPE (2021) *Schéma Parisien de prévention et de protection de l'enfance 2021–2025*.
- Romanet, E. (2013) «La mise en nourrice, une pratique répandue en France au XIXe siècle», *Transtext (e) s Transculture*.
- 労働政策研究・研修機構 (2020) 『フランス移民と出生率の高さの関係について』
- 西郷泰之・寺出壽美子 (2022) 『東京都における養育支援訪問事業の改善課題に関する調査研究』日本財団助成研究.
- 東京都 (2023) 「都の概要, 都内区市町村マップ」(<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tokyoto/profile/gaiyo/kushichoson.html>, 2023.3.15) .

# **Study about the Structure of the Parenting Support System in France: Focus on the Concept of “Parenting Support (soutien à la parentalité)”**

Akiko AWA

With the aim of clarifying the values underpinning the French childcare support system, the study focused on the central concept of ‘parenting support’ (‘soutien à la parentalité’). This study is based on a review of the available literature, including official documentation, supplemented by findings from field research carried out by the author, and analyzes from a multilayered perspective the social services provided to families raising children. The results revealed that public authorities are responsible for the social care of all pregnant women and children and that professionals such as social workers play a role in ensuring that children’s rights are protected. ‘Parenting support’ tries to support parents in raising their children by cooperating with the parent for better care and education for the child’s development, and by providing concrete support. The professionals perceive themselves as both monitoring and supporting the family, but this research shows that social service’s aim is to make the parenting experience more positive for both parent and child.

**Key Words:** Child care support system, France, Social worker, The rights of the child, Parenting support